

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 23 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器連続細管洗浄装置のボール回収器(B2)切替弁が貝の浮遊(多量)により中間位置で停止することが認められたため、当該ボール回収器を清掃。	D	
2	2号機	漏えい検出系放射線モニタサンプリングラック集塵器内のろ紙巻き取り部に動作不良(空回り防止用爪及び駆動用ベルト切れ)が認められたため、当該部を補修。	D	
3	2号機	復水器過装置・復水脱塩装置の空気作動弁点検において、空気作動弁用供給空気分岐箱及び電磁弁ラック内の継手部並びに弁グランド部より空気の微少漏えい(1箇所)が認められたため、当該漏えい箇所を点検、補修。	D	
4	2号機	抽気系クロスアラウンド配管安全弁(D)点検時、弁座・弁体当たり面に浸食(エロージョン)が認められたため、当該安全弁を補修。	D	
5	2号機	復水器過装置・復水脱塩装置の空気作動弁点検において、空気作動弁用供給空気分岐箱供給空気圧力計用入口弁6台のグランド部より空気の微少漏えいが認められたため、当該圧力計入口弁グランド部を点検。	D	
6	2号機	主復水器(A)内点検において、配管サポート用取付けボルト1本(ゆるみによる脱落)が保護エレメント上で確認されたため、回収、対応検討。	D	
7	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B系)の点検において、シリンダーの給気弁4個及び排気弁1個にシート面の不良(指示模様)が認められたため、給気弁及び排気弁を交換。	D	
8	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B系)の点検において、排気弁1台の連結金具冷却水通路に腐食が認められたため、当該連結金具を交換。	D	
9	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B系)の点検において、排気弁ボディ2台(No.32、36)の冷却水配管通路に腐食が認められたため、当該排気弁ボディを交換。	D	
10	2号機	循環水ポンプ(B)の点検において、同ポンプ吐出ケーシングのライニングに剥離が認められたため、当該部を補修。	D	
11	2号機	電動駆動原子炉給水ポンプ(A)封水温度調節弁の点検において、ポジションマメゲージの指示不良(スティック)が認められたため、当該マメゲージを交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	2号機	給水系配管の保温材取外し作業において、保温材に劣化(痛みがひどい)が認められたため、保温材を交換。	D	
13	2号機	計装用空気圧縮機(A)の点検において、ピストン軸パッキン箱に摩耗(9個)が認められたため、対応検討。	D	
14	2号機	計装用空気圧縮機(A)の点検において、ピストン軸の金具(クロスヘッド)に摩耗(2個)が認められたため、対応検討。	D	
15	2号機	主発電機点検において、固定子鉄心に損傷(打痕)及び変色(煤状)が7ヶ所認められたため、対応検討。	B	
16	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)伝熱管の渦流探傷検査において、残肉厚の判定基準値外の伝熱管83本が認められたため、当該伝熱管を交換。	D	
17	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B系)の点検において、排気弁ボディ1台(No.18)の冷却水配管通路に腐食が認められたため、当該排気弁ボディを交換。	D	
18	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ室天井クレーンにおいて、動作不良(動かない)が認められたため、当該クレーンを点検。	対象外	・H20年12月8日再 審議にてグレード 変更「D 対象外」
19	3号機	原子炉保護系インターロック機能検査(その1)検査において、検査要領書に誤記(検査記録者氏名の記載漏れ)が認められたため、当該誤記を訂正。	C	
20	3号機	活性炭ホールドアップ建屋オペレーティングフロア点検用クレーン(10ton)において、月次点検を行わずに使用していたことが認められたため、対応検討。	B	
21	3号機	残留熱除去ポンプ(A)吐出流量計において、指示不良(ハンチング)が認められたため、当該流量検出配管を点検。	D	
22	3.4号廃棄物 処理設備	雑固体廃棄物焼却設備1次セラミックフィルタエレメント破砕機照明灯(白熱電球)1個に球切れが認められたため、当該電球を交換。	対象外	
23	その他	500kV開閉所しゃ断器(010)において、制御ボックス内スペースヒータに不良(断線)が認められたため、当該スペースヒータを交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電 話 0240-25-1353